

段階区分別（1割負担）利用料金表

☆第1段階

令和6年6月1日現在（円）

	施設 利用料	日常生活 継続支援	看護体制 (Ⅰ)	看護体制 (Ⅱ)	夜勤職員 配置(Ⅱ)	※処遇改善 加算(Ⅰ)	利用者負担 (30日分)	食費	居住費	合計月額 (30日分)
要介護1	589	36	6	13	28	94	22,983	300	0	31,982
要介護2	659	36	6	13	28	104	25,377	300	0	34,376
要介護3	732	36	6	13	28	114	27,873	300	0	36,873
要介護4	802	36	6	13	28	124	30,267	300	0	39,267
要介護5	871	36	6	13	28	134	32,627	300	0	41,627

☆第2段階

	施設 利用料	日常生活 継続支援	看護体制 (Ⅰ)	看護体制 (Ⅱ)	夜勤職員 配置(Ⅱ)	※処遇改善 加算(Ⅰ)	利用者負担 (30日分)	食費	居住費	合計月額 (30日分)
要介護1	589	36	6	13	28	94	22,983	390	370	45,782
要介護2	659	36	6	13	28	104	25,377	390	370	48,176
要介護3	732	36	6	13	28	114	27,873	390	370	50,673
要介護4	802	36	6	13	28	124	30,267	390	370	53,067
要介護5	871	36	6	13	28	134	32,627	390	370	55,427

☆第3段階①

	施設 利用料	日常生活 継続支援	看護体制 (Ⅰ)	看護体制 (Ⅱ)	夜勤職員 配置(Ⅱ)	※処遇改善 加算(Ⅰ)	利用者負担 (30日分)	食費	居住費	合計月額 (30日分)
要介護1	589	36	6	13	28	94	22,983	650	370	53,582
要介護2	659	36	6	13	28	104	25,377	650	370	55,976
要介護3	732	36	6	13	28	114	27,873	650	370	58,473
要介護4	802	36	6	13	28	124	30,267	650	370	60,867
要介護5	871	36	6	13	28	134	32,627	650	370	63,227

☆第3段階②

	施設 利用料	日常生活 継続支援	看護体制 (Ⅰ)	看護体制 (Ⅱ)	夜勤職員 配置(Ⅱ)	※処遇改善 加算(Ⅰ)	利用者負担 (30日分)	食費	居住費	合計月額 (30日分)
要介護1	589	36	6	13	28	94	22,983	1,360	370	74,882
要介護2	659	36	6	13	28	104	25,377	1,360	370	77,276
要介護3	732	36	6	13	28	114	27,873	1,360	370	79,773
要介護4	802	36	6	13	28	124	30,267	1,360	370	82,167
要介護5	871	36	6	13	28	134	32,627	1,360	370	84,527

☆第4段階（負担限度額の対象外）

	施設 利用料	日常生活 継続支援	看護体制 (Ⅰ)	看護体制 (Ⅱ)	夜勤職員 配置(Ⅱ)	※処遇改善 加算(Ⅰ)	利用者負担 (30日分)	食費	居住費	合計月額 (30日分)
要介護1	589	36	6	13	28	94	22,983	1,445	855	91,982
要介護2	659	36	6	13	28	104	25,377	1,445	855	94,376
要介護3	732	36	6	13	28	114	27,873	1,445	855	96,873
要介護4	802	36	6	13	28	124	30,267	1,445	855	99,267
要介護5	871	36	6	13	28	134	32,627	1,445	855	101,627

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)（食費・居住費を除く利用料金の14.0%）

○その他必要に応じサービスを実施した場合、各種加算の料金が追加されます。

○一定以上の所得のある方はサービス費用の利用者負担（食費・居住費以外）が2割又は3割になります。

利用者負担段階区分

第1段階	生活保護受給者・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額+年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	住民税非課税世帯で合計所得金額+年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	住民税非課税世帯で合計所得金額+年金収入額の合計が120万円以下の方
第4段階	住民税課税世帯

*1か月の利用者負担合計が高額になった場合、申請により上限額（所得段階による）を超えた額が「高額介護サービス費」として介護保険から後日支給されます。

*利用者が非課税であっても、別世帯の配偶者が住民税課税の場合や、預貯金等が一定額を超える場合は、第4段階になります。（預貯金等の基準は負担段階ごとに異なります）